

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	三重県教育委員会公印規則による公印の廃止	教育総務室	1頁
	三重県教育委員会公印規則による公印の新調	教育総務室	2頁
訓 令	三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の 一部を改正する訓令	人材政策室	2頁
	三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	人材政策室	2頁

告 示

三重県教育委員会告示第10号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり廃止しました。

平成22年4月1日

三重県教育委員会

第1

- 1 公 印 名 三重県立熊野少年自然の家所長印
- 2 印 影



- 3 廃止年月日 平成22年3月31日
- 4 廃止の理由 三重県立熊野少年自然の家については、平成22年4月1日付けで、有限会社熊野市観光公社に管理させるため

第2

- 1 公 印 名 三重県立尾鷲高等学校長印（二）
- 2 印 影



- 3 廃止年月日 平成22年3月31日
- 4 廃止の理由 三重県立尾鷲高等学校長島分校が廃止されたため

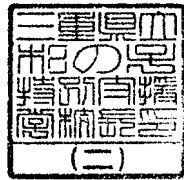
三重県教育委員会告示第11号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり新調しました。

平成22年4月1日

三重県教育委員会

- | | |
|-------|--------------------|
| 1 公印名 | 三重県立杉の子特別支援学校長印（二） |
| 2 寸法 | 方23ミリメートル |
| 3 印影 | |



- | | |
|---------|-----------|
| 4 使用範囲 | 公文書用 |
| 5 使用開始日 | 平成22年4月1日 |

訓 令

教委訓第4号

各県立学校

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

三重県教育委員会委員長 牛場 まり子

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程（昭和37年教委訓第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第12号までを5号ずつ繰り上げる。

第2条第2項中「第8号、第9号、第10号及び第11号」を「第3号、第4号、第5号及び第6号」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

教委訓第5号

各県立学校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

三重県教育委員会委員長 牛場 まり子

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の項第15号を削り、同表中第11号の項から第14号の項までを削り、第15号の項を第11号の項とし、第16号の項から第20号の項までを4項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社